

小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例（原案の概要）

浄化槽法の一部改正に伴い、小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正します。

1 改正の趣旨

浄化槽（し尿及び雑排水を処理する設備等をいいます。）は、適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものですので、都道府県及び保健所を設置する市は、浄化槽法の規定により、「浄化槽の保守点検を行う事業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」といいます。）は、都道府県知事又は市長の登録を受けなければならない。」という登録制度を設けております。

近年、環境保全その他社会的な要請や利用者のニーズから、浄化槽の処理性能の向上及びコンパクト化に伴う技術の高度化が進み、その維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要となったことなどから、浄化槽法の一部が改正され、登録に関して条例で定める事項として、浄化槽の保守点検の業務に従事する者（以下「浄化槽管理士」といいます。）に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されました（令和2年4月1日施行）。

本市は、保健所を設置する市であることから、「小樽市浄化槽に関する条例」により浄化槽保守点検業者の登録に関して必要な事項を規定しているため、この度の浄化槽法の一部改正に伴い、同条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

浄化槽保守点検業者に従事する浄化槽管理士に対して研修の機会が確保されることを目的に、次のとおり規定を追加します。

- 浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間（3年）ごとに1回以上、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

3 施行期日

条例の施行期日は、令和3年4月1日を予定しています。

なお、「2 改正の概要」の規定は、条例の施行の日以後に本市の登録を受ける者について適用します。